



令和5年度 除排雪事業計画



五所川原市

【 目 次 】

1. 道路除排雪計画策定の目的と概要
2. 道路除排雪作業内容及び基本方針
3. 道路除排雪作業出動基準
4. 道路除排雪対策組織（除排雪対策本部組織図）
5. 道路除排雪作業期間及び除雪路線延長調書
6. 直営除排雪機械保有台数調書
業者委託除排雪機械保有台数調書
7. 防雪施設及び道路標識
8. 道路除排雪作業留意事項
9. 市民への協力要請事項

1. 道路除排雪計画策定の目的と概要

五所川原市は、津軽平野のほぼ中央に位置し、平成17年3月28日に旧五所川原市、旧金木町、旧市浦村が合併して、人口約6万1千人を擁する五所川原市となりました。

市の総合計画に掲げた「活力ある・明るく住みよい豊かなまち ～みんな大好きごしおがわらー」を実現するため、政策の一つである「快適で質の高い環境・住まいづくり」を目指し、市民の安全・安心で快適な冬期の道路交通を確保するため、効率的かつ効果的な各種道路除排雪作業の実施に取り組みます。

市民の雪に対する意識は、昨今の生活様式の変化や核家族化、少子・高齢化が進むなかで、今まで以上に多種・多様・高度化しており、よりきめ細かな雪対策が求められています。

各種道路除排雪作業をはじめ、融雪溝の活用や防雪柵の設置、町内会等によるスクラム除雪など、行政・市民・事業者の3者が一体となった各種協働事業を強化して、雪に強いまちづくりを推進してまいります。

2. 道路除排雪作業内容及び基本方針

【車道除雪】

令和5年度の通常除雪作業（車道除雪）延長は、約613.8kmとなっていきます。

通常除雪作業体制は、想定外の積雪にも対応できる機動力を確保するため、市の直営除雪作業班と、市の重機を一括貸与して主に幹線道路や歩道除雪を行う共同企業体（五所川原地区）、それ以外の工区の除雪作業を委託業者（五所川原地区・金木地区）がそれぞれ工区と役割を分担することで、市内全域を網羅した効率的で効果的な除雪作業を実施できる体制とします。

除排雪作業を行う道路については、下記のとおりに区分し、道路種別に合った道路除排雪を実施します。

1) 主要幹線道路

主要幹線道路は、都市機能上最も重要な役割を持つ道路であり、冬期間においても一定の車線と幅員の確保及び路面管理が必要なことから、最も高水準な道路除排雪作業を実施します。

2) 幹線道路

幹線道路は、都市機能上重要な役割を持つ道路や学校・公共施設・救急病院などに連絡する重要な道路であり、冬期間においても一定の車線と幅員の確保及び路面管理が必要なことから、主要幹線道路に次ぐ水準の道路除排雪作業を実施します。

3) 準幹線道路

準幹線道路は、都市機能上幹線道路を補完するとともに、バス路線、通学路などの役割を持つ道路で、冬期間においても一定の車線と幅員の確保及び路面管理が必要なことから、幹線道路に次ぐ水準の道路除排雪作業を実施します。

4) 生活道路

生活道路は、多くの市民が日常の生活を営む道路で、幅員なども狭い道路が多く、除雪作業にあたっては、地域の雪寄せ場の確保や間口処理など多くの課題を抱えています。

このため、一定の幅員の確保と路面管理、間口雪処理にも配慮しながら、状況に応じた道路除排雪作業を実施します。

【歩道除雪】

小・中学校周辺の通学路や市民生活に必要な歩道を確保するため、五所川原地区は主に共同企業体が、金木地区と市浦地区は直営除雪作業班が、通勤・通学等

の時間帯に配慮した除雪作業を実施します。

【拡幅除雪・運搬排雪】

通常除雪作業では道路幅員の確保が困難になった場合や今後の降雪により道路幅員の確保が困難になると予想される場合に、通常除雪作業（車道除雪）により路側部に堆積された雪堤や雪寄せ場の雪盛について、効率的で効果的な拡幅除雪・運搬排雪を実施します。

【交差点排雪】

交通量の多い幹線道路の交差点や見通しの悪い市道交差点については、冬期間における交通事故・渋滞防止のため、状況に応じた除排雪作業を実施します。

【小路除排雪】

道路幅員が狭く通常除雪（道路除雪）の入れない小路（主に道路幅員4m未満の道路）については、小型除雪機械等を用いて除雪作業を行い、地域住民の理解と協力を得ながら、積雪状況に応じて除排雪作業を実施します。

【消流雪溝・流雪溝】

消流雪溝投雪口は、人や交通車両の落下、除雪による破損などの事故・破損防止のため使用後は必ず蓋を閉じるよう市民の方に周知します。また、利用期間は例年12月1日以降としています。（天候、降雪状況により期間を変更します。）

【雪置き場】

1) 雪置き場

雪置き場は、危険性の認められない公有地等に確保し、市民が利用できるものとします。

また、危険防止と作業効率を高めるため、必要に応じて整理員と整理車両を配置します。

2) 地域雪寄せ場事業

住宅密集地に空き地を所有している方が、町内会に地域の雪寄せ場として無償で貸付けした場合、固定資産税の一部を減免する事業を行います。

【道路標識及び防雪施設】

道路除排雪作業の万全を期すため、危険な箇所にはスノーポールを設置し、地吹雪により雪堤の発生する箇所には防雪柵を設置するなど、走路除排雪作業の安全と効率化を行い、安全で安心な道路交通の確保に努めます。

【スクラム除雪事業（地域除雪支援事業）】

冬期間のバリアフリーを推進するため、県の補助事業であるスクラム除雪事業

(地域除雪支援事業)により、市内小学校等に、計4台の小型除雪機を貸し出します。

【除排雪作業効率化・適正化事業】

五所川原地区において、G P S端末等を活用した除排雪車運行管理システムを使用し、除雪作業の効率化と適正化を図ります。

また、除雪作業の検証を実施することにより、翌年度の除雪作業の見直しを実施します。

【その他】

除雪作業の実施にあたっては、地域住民の理解と協力が得られるよう市ホームページや広報などで周知を図るとともに、国、県、共同企業体、委託業者との連携を密にして、市民の方が安全で安心できる快適な冬期道路交通の確保に万全を期していきます。

3. 道路除排雪作業出動基準

【通常除雪作業（車道除雪）】

1) 通常除雪出動基準（道路除排雪作業基本指針による）

降雪量が概ね10cm以上であって、降雪状況、気象通報等により雪が降り続くことが予想される場合や地吹雪等により交通に支障をおよぼすと判断される場合は、出動するものとする。

ただし、交通量の少ない路線において、日中の気温上昇が見込まれる場合などは、出動基準以上の降雪量であっても出動を検討するなど状況に即した出来る限りの効率的な除雪に努めるものとする。

2) 緊急時の路線確保作業目標

主要幹線道路、幹線道路の路面状況や道路幅員を確保し、交通への支障を回避する。

【歩道除雪】

歩道除雪出動基準

歩道上の新雪が20cmを上回っている場合、又は連続降雪後、通勤・通学に支障をおよぼすと判断した場合は、出動するものとする。

【拡幅除雪】

拡幅除雪出動基準

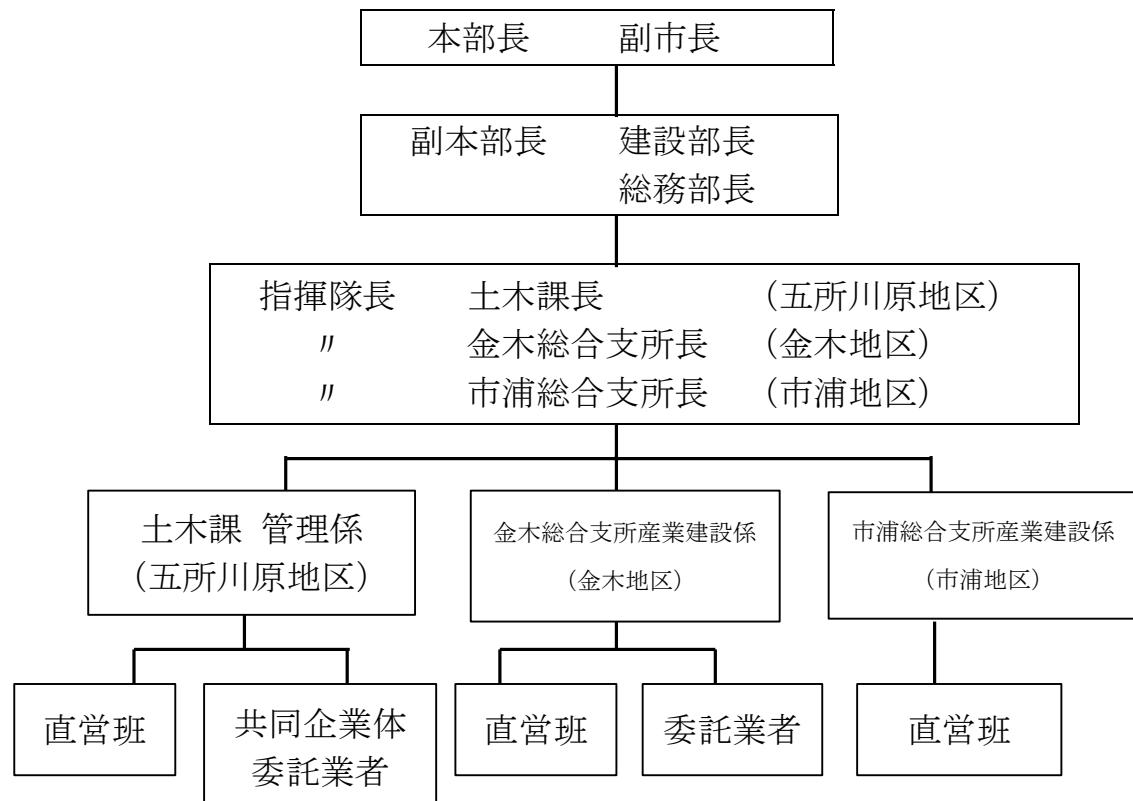
拡幅除雪は、除雪作業などにより徐々に幅員が狭くなり、道路種別に応じた幅員が確保できなくなる場合及び次回除雪に備えて堆雪スペースを確保する場合に実施する。

【運搬排雪】

運搬排雪出動基準

運搬排雪は、通常除雪及び拡幅除雪作業だけでは道路種別に応じた幅員を確保できなくなる場合及び今後の降雪により幅員確保ができなくなると予想される場合などに実施する。

4. 道路除排雪対策組織（除排雪対策本部組織図）



■除排雪対策本部（五所川原市役所 土木課）

TEL 35-2111

■スノーステーション

TEL 35-5610

■金木総合支所 産業建設係

TEL 35-2111

■金木除雪センター

TEL 53-3877

■市浦総合支所 産業建設係

TEL 35-2111

【警戒体制・緊急体制（応急対策）】

五所川原市雪害対策フロー（五所川原市地域防災計画より）

1. 予防対策： 積雪時における雪害を未然に防止し、または拡大を防止し、産業の機能及び地域住民の生活を確保するため、道路交通の確保、農林業の生産条件の確保、生活関連施設の整備を図る。

移行

2. 応急対策

1) 警戒体制： 豪雪時における産業の機能低下の防止及び地域住民の生活を確保するため、道路交通の確保と一人暮らしの高齢者、障害者、母子家庭など除排雪困難者の安全確保を最重点とした除雪対策などを行う。

警戒体制 ①交通の確保が困難になる恐れがあるとき

移行基準 ②市内に青森県の地域警戒体制等が敷かれたとき
(何れか)

役割：
①道路及びこれに関する情報連絡の強化
②除雪機械及びオペレーターの借り上げ、
応援に対する事前手配
③除排雪の強化及び計画的検討
④除雪時期の検討
⑤パトロール強化及び写真その他資料の準備
⑥積雪観測を1日2回実施

2) 緊急体制

市豪雪警戒連絡会議 （議長： 副市長）

土木課役割： 道路の除雪及び排雪

移行
緊急体制移行基準： 県が定めている警戒積雪深110cmに達した場合を目安にする。

豪雪対策本部 （本部長： 市長）

5. 道路除排雪作業期間及び除雪路線延長調書

【道路除排雪作業期間】

令和5年12月1日から令和6年3月31日まで

【通常除雪路線延長】(五所川原地区)

(km)

区分		除 雪		
		全 体	直 営	委 託
市 道	1級	66.2	5.4	60.8
	2級	37.1	3.6	33.5
	その他	191.5	4.9	186.6
私 道		40.5	0.3	40.2
公 共 施 設		44.8	3.8	41.0
協 力 路 線		13.9	0	13.9
合 計		394.0	18.0	376.0

【通常除雪路線延長】(金木地区)

(km)

区分		除 雪		
		全 体	直 営	委 託
市 道	1級	22.7	10.1	12.6
	2級	24.4	13.5	10.9
	その他	49.5	21.5	28.0
私 道		3.7	0	3.7
公 共 施 設		8.9	4.3	4.6
協 力 路 線		0	0	0
合 計		109.2	49.4	59.8

【通常除雪路線延長】(市浦地区)

(km)

区分		除 雪		
		全 体	直 営	委 託
市 道	1級	14.8	14.8	
	2級	25.1	25.1	
	その他	66.8	66.8	
公 共 施 設		3.9	3.9	
合 計		110.6	110.6	

6. 直営除排雪機械保有台数調書

業者委託除排雪機械保有台数調書

(五所川原地区)

(台)

区分	除 雪			排 雪		
	全体	直営	委託	全体	直営	委託
除雪ドーザ	158	4	154	135	2	133
グレーダー	3	2	1	0	0	0
ロータリー（歩道用含む）	16	12	4	8	4	4
ブルドーザー	0	0	0	0	0	0
ダンプトラック	0	0	0	214	10	204
凍結防止剤散布車	1	1	0	0	0	0
パトロール車	2	2	0	1	1	0
合 計	180	21	159	358	17	341

(金木地区)

(台)

区分	除 雪			排 雪		
	全体	直営	委託	全体	直営	委託
除雪ドーザ	19	4	15	20	4	16
グレーダー	1	1	0	0	0	0
ロータリー	1	1	0	1	1	0
ブルドーザー（雪置場）	0	0	0	0	0	0
ダンプトラック	0	0	0	36	2	34
凍結防止剤散布車	1	0	1	0	0	0
パトロール車	1	1	0	1	1	0
合 計	23	7	16	58	8	50

(市浦地区)

(台)

区分	除 雪			排 雪		
	全体	直営	委託	全体	直営	委託
除雪ドーザ	3	3	0	3	3	0
グレーダー	1	1	0	1	1	0
ロータリー	1	1	0	1	1	0
ブルドーザー（雪置場）	0	0	0	0	0	0
ダンプトラック	0	0	0	0	0	0
凍結防止剤散布車	1	1	0	0	0	0
パトロール車	1	1	0	1	1	0
小型除雪車	1	1	0	1	1	0
合 計	8	8	0	7	7	0

7. 防雪施設及び道路標識

【防雪施設】

降雪時もしくはその直後に気温が低く、風がある程度の強さになると吹雪になります。

この吹雪により雪粒子が雪面近くを水平に移動し、風速の落ちる箇所や渦流の生じる箇所に堆雪し、吹き溜まりができます。この吹き溜まりの発生を制限し、安全で安心な道路交通を確保するため、下記の箇所に防雪柵を設置します。

(五所川原地区)

路線名	設置場所	設置延長	備考
岩木町・飯詰線	一野坪～飯詰	1, 738m 10m	吹払い式 吹溜式
鎌谷町・米田線	米田地内	340m	吹払い式
広田・尻無線	唐笠柳～稻実	65m	吹溜式
悪戸・若山線	金山地内	34.3m	吹溜式
桜田6号線	桜田地内	154m	吹溜式
毘沙門1号線	毘沙門地内	24m 6.8m	吹溜式
飯詰34号線	飯詰地内	80m	仮設単管防雪網
松野木・飯詰線	戸沢地内	20m	仮設単管防雪網
中崎幹線	毘沙門地内	202m	吹溜式
福山・野里2号線	福山地内	136m	吹払い式
浅井・境山線	野里地内	742m	吹払い式
金山・戸沢線	戸沢地内	70m	仮設単管防雪網
太刀打・漆川線	太刀打地内	70m	仮設単管防雪網
計	15箇所	3, 692. 1m	

(金木地区)

路線名	設置場所	設置延長	備考
藤枝1線	藤枝地区	371m	吹払い式
藤枝1線	藤枝地区	1, 546m	吹溜式
藤枝2線	藤枝地区	300m	吹払い式
藤枝3線	藤枝地区	996m	吹払い式
菅原4線	菅原地区	820m	吹払い式
雲雀野2線	雲雀野地区	616m	吹払い式
喜良市小学校線	喜良市地区	180m	吹払い式
旧森林軌道線	喜良市地区	49m	吹溜式
計	8箇所	4, 878m	

(市浦地区)

路線名	設置場所	設置延長	備考
相内十三線	相内地内	206m	吹払い式
相内太田鏡線	相内露草地内	346m	吹払い式
計	2箇所	552m	

【道路標識】

道路幅員が狭く屈曲の著しい路線で路肩の危険な箇所などには、道路除排雪作業の目安となるスノーポールを設置します。

また、道路改良工事などに伴い、防護施設としてガードレール等を整備し、交通の安全を図っていますが、冬期間になると路側に堆積される雪のため見えなくなり、道路除排雪作業時に破損させることが多いため、これらの対策として表示板などを設置します。

8. 道路除排雪作業留意事項

【道路除排雪機械運転の注意】

- 1) 飲酒運転及び無免許・無資格運転は厳禁とします。
(建設機械で作業するためには、大型特殊免許と建設機械運転技能修了証が必要となります。)
- 2) 道路除排雪機械へ作業灯と作業表示板を取り付けます。

【安全作業上の注意】

- 1) 担当路線の把握
山岳地区や平野部の吹き溜まりによる交通不能箇所、道路幅員の狭い路線、支障物件（立木、電話線、ブロック、マンホール、消火栓など）は、道路除排雪作業時に危険であるため、事前に調査し、事故や破損防止対策を実施します。
- 2) 機械の整備点検
道路除排雪作業前後には、適正な車両点検を実施し、事故防止に努めます。
- 3) 作業速度
道路種別、路面状況、沿線の建物の状況等、周囲の環境に沿った速度による作業を実施します。
- 4) 作業の制限
道路除排雪機械による道路舗装の損傷防止のため、少雪の場合には作業実施を制限します。
- 5) 鉄道踏切の通行
道路除排雪機械は、鉄道の線路と接触しないように踏切を通行します。
- 6) 運転手の心得
道路除排雪作業は路上作業のため、運転ミスや心身の異常から交通事故及び器物破損事故が起こらないよう、運転技術の向上と健康の維持に努めます。
- 7) 助手の心得
道路除排雪作業中の安全管理のため、運転手を補助し、作業の指示、通行車両に対する警戒指示及び誘導等を行うものとし、除雪機械の周囲の安全が

十分に確認できないときは、降車して周囲の安全を確認し、歩行者等の誘導にあたるよう努めます。

9. 市民への協力要請事項

【市民への協力要請事項】

除排雪作業に伴う市民への協力要請事項については、広報等により周知します。

○家の間口に寄せられた雪は自分で除雪を行うこと。

○作業中の除雪車 30m以内には近寄らないこと。

○屋根雪や敷地内の雪は、道路に出さないこと。

○歩道の雪は道路に出さず、車道の路肩に積み上げること。

○路上駐車は作業上支障があるので、駐車禁止区域はもちろんのこと、それ以外であっても駐車しないこと。

また、故障などでやむを得ず路上に置く場合は、目印に赤い旗などを立てておくこと。

○車乗り入れや段差解消のためのステップ、融雪のためのホース、道路上に伸びた木の枝や生垣など、除雪作業の妨げになるものは道路上に出さないこと。

○物損事故を未然に防ぐため、危険箇所に標識等を設置すること。